

添へて居るべし

但し會費未納の場合に追徴するべしとす

第十八條 故年之會費三月以上滞納したるものに於て本部より督促を命ぜり而之

此處に於ては脱退者として看做す

但し滞納會費を追徴す

第十九條 本部員に於て當支部規約及決議に違反する者より利益及び了行

為すに於ては本部委員の決議に依り除名す

### 第六章 會計

第二十條 當支部會費其或は總會費毎月金五十圓前納(例月分會費は

一月十圓限)すべしとす

第二十一條 當支部收支決算は總會に於て報告し且該報告を得るを要す

第二十二條 既納の會費及會費引戻返戻也す

### 第七章 附則

第二十三條 當支部は顧問及相談役を置くことを得

顧問及相談役は右條の諮問に諮問に答へ及び右會費に非ざるべし

陳述することを得

第二十四條 本規約は總會に於て出席者の過半数の同意を得るべし

改定することを得

第二十五條 本規約は明治二十九年九月十九日より之を實施す

### 日本労働總同盟綱領

一 我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て経済的福利の増進並に知識の普及を期す

二 我等は斯等たる勇氣と有効なる藝術とを以て資本階級の抑圧追害と對し徹底的の闘争とを期す